C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(c ＋ d ＋ e ＋ f) × 1.021

［略］

D　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.000（ただし、特別区にあつては1.043）を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に1.003を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

G　市町村税課税状況調第20表の表側「令和３年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和４年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に1.037を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(g ／ h) ／ 144,080

［略］

11　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(H × 0.986 × 0.75 － I × 0.986 × 0.75) ＋ J

H × 0.986 × 0.75、I × 0.986 × 0.75及びJに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

I　令和５年改正前の省令第31条第3項第1号算式の符号Bの額

J　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.986 × 0.75 － j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.986 × 0.75、j × 0.986 × 0.75、(i × 0.986 × 0.75 － j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8及び(i × 0.986 × 0.75 － j × 0.986 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75に整数未満の端数があると

C　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(c ＋ d ＋ e ＋ f) × 1.040

［同左］

D　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「寄附金税額控除」欄の当該市町村の額から市町村税課税状況調第42表の表側「市町村民税」、表頭「条例で定めるものに対する寄附金」のうち「控除額（千円）」欄の当該市町村の額を控除した額に1.000（ただし、特別区にあつては1.072）を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除」欄の当該市町村の額に1.017を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

G　市町村税課税状況調第20表の表側「令和２年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「令和３年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該市町村の額に1.034を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

(g ／ h) ／ 139,414

［同左］

11　前年度における分離長期譲渡所得、分離短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

(H × 0.982 × 0.75 － I × 0.982 × 0.75) ＋ J

H × 0.982 × 0.75、I × 0.982 × 0.75及びJに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

I　改正前の省令第31条第3項第1号算式の符号Bの額

J　次の算式によつて算定した額。ただし、指定都市以外の市町村にあつては零とする。

算式

(i × 0.982 × 0.75 － j × 0.982 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75

i × 0.982 × 0.75、j × 0.982 × 0.75、(i × 0.982 × 0.75 － j × 0.982 × 0.75) × 2 ／ 8及び(i × 0.982 × 0.75 － j × 0.982 × 0.75) × 2 ／ 8 × 25 ／ 75に整数未満の端数があると